

平成22年6月11日（金曜日）第2回定例会

出席議員（18名）

1番	高橋勝文	議員	2番	沖津一博	議員
3番	石山忠	議員	4番	辻登代子	議員
5番	工藤吉雄	議員	6番	杉沼孝司	議員
7番	國井輝明	議員	8番	木村寿太郎	議員
9番	鴨田俊廣	議員	10番	佐藤毅	議員
11番	松田孝	議員	12番	石川忠義	議員
13番	新宮征一	議員	14番	伊藤忠男	議員
15番	佐藤暘子	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鈴木賢也	議員

欠席議員（なし）

説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	那須義行	副市長
渡邊満夫	教育委員長	片桐久之	選挙管理委員会委員長
芳賀靖夫	農業委員会会長	今野要一	総務課長
横山一郎	総務課危機管理室長	菅野英行	総合政策課長
月光龍弘	総合政策課イメージアップ推進室長	宮川徹	総合政策課企業立地推進室長
丹野敏晴	財政課長	犬飼弘一	税務課長
安彦浩	市民生活課長	犬飼一好	建設管理課長
富澤三弥	建設管理課都市整備室長	軽部修一	建設管理課緑化推進室長
山田敏彦	下水道課長	尾形清一	農林課長（併）農業委員会事務局局長
工藤恒雄	商工観光課長	那須吉雄	健康福祉課長
柴崎良子	子育て推進課長	安孫子政一	会計管理者（兼）会計課長
那須勝一	水道事業所長	櫻井幸夫	病院事務長
荒木利見	教育長	鈴木一徳	学校教育課長
阿部藤彦	中学校給食長	白林和夫	学校教育課指導推進室長
清野健	生涯学習課一課室長	片桐久志	監査委員
奥山健一	生涯学習課一課室長		

事務局職員出席者

柏倉隆夫	事務局 局長 補佐	荒木信行	局長 補佐
佐藤利美	総務 主査	兼子 亘	主 任

議事日程第4号

第2回定例会

平成22年6月11日(金曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 議第48号 寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について

” 2 議案説明

” 3 質疑

” 4 予算特別委員会設置

” 5 委員会付託

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第4号に同じ

再開 午前9時30分

高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員はありません。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

ここで、本日の会議運営について、議会運営委員長の報告を求めます。伊藤議会運営委員長。

〔伊藤忠男議会運営委員長 登壇〕

伊藤忠男議会運営委員長 おはようございます。

本日の会議運営については、本日午前9時から議会運営委員会を開催し、協議いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

本日追加されます議案は、議第48号1件であります。

追加議案の取り扱いについては、初めに議第48号を上程し、提案理由の説明を受けた後、初日に提案されました議案、請願と追加議案に対する質疑を行い、委員会付託をすることに決定いたしました。

以上、よろしくお取り計らいくださいますようお願い申しあげ、御報告といたします。

高橋勝文議長 お諮りいたします。

本日の会議は、ただいまの議会運営委員長の報告のとおり決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、本日の会議運営は議会運営委員長の報告のとおり決定いたしました。  
本日の会議は、議事日程第4号によって進めてまいります。

## 議案上程

高橋勝文議長 日程第1、議第48号を議題といたします。

## 議案説明

高橋勝文議長 日程第2、議案説明であります。市長から提案理由の説明を求めます。佐藤市長。

〔佐藤洋樹市長 登壇〕

佐藤洋樹市長 おはようございます。

それでは、私から議題48号寒河江市公共下水道寒河江市浄化センターの建設工事に関する協定の締結について御説明を申し上げます。

浄化センター沈砂池設備の建設工事委託の協定を締結いたしたく、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により提案するものでございます。

よろしく御審議の上、御可決くださいますようお願い申しあげる次第であります。

以上であります。

## 質 疑

高橋勝文議長 日程第3、これより質疑に入りますが、所属する委員会の審査案件に関する質疑は極力控えるとともに、概括的な質疑にとどめていただくようお願いをいたします。

承認第1号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

承認第2号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

承認第3号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第38号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第39号に対する質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議第40号に対する質疑はありませんか。川越議員。

川越孝男議員 幾つかの点についてお尋ねをしたいと思います。

一つは、現条例では知る権利を保障しているわけですが、そこを知る権利を尊重というふうに文言を変える中身になっています。そうした場合に、知る権利の保障と知る権利の尊重というこの文言の変化は請求者側からして法律的に格差が生じるのかどうなのか。請求者側の権利が後退するのではないかというふうにも判断されるわけでありまして、この点についてどうなのか明確にお答えをいただきたい。後退をするのであるとするならば、文言は尊重でなくて現行どおり

保障というふうにしていただきたいというふうに思いますが、この点についての見解をお聞かせをいただきたいと思います。

そしてまた、そういったふうなことが法令審査会の中でも議論されているのかどうなのかも含めてお答えをいただきたいというふうに思います。

それから、2点目ですけれども、40ページのオの部分について、職務に関係ない情報、当該個人情報に公務員の場合の関係でありますけれども、当該公務員の権利を不当に侵害し、または生活に不当に影響を与えるおそれがある場合の当該氏名に関する情報を除くというふうになってはいますけれども、職名でなくて当該氏名を除くというのは理解をしますけれども、そうした場合には職名は公開されるというふうに理解をするわけでありまして、そういう理解でいいのかどうか教えていただきたいと思います。

それから、ここでいう不当に侵害または生活に不当に影響を与えるおそれがある場合というふうになってはいますけれども、その基準はどういうふうになっているのか、この点についても教えていただきたいと思います。

それから、43ページ、18条の情報公開個人情報保護審査委員会の委員の選任についてでありますけれども、第2項にも関係しているのですが、委員の選任に当たって住所要件というのはあるのかどうか。ないというふうに理解をしていますけれども、そうした場合には市外の方であっても当然選任できるというふうに思いますし、特にこういう部分は法律的に専門的な知識を要する役割、任務だというふうに私は理解をしています。したがって、そういう観点から住所要件があるのかなのかと、そういう専門の人を選任することについての考え方もあわせてお聞かせをいただきたいと思います。

それから次に、手数料の関係ですけれども、イの別表中上記以外のもの、作成に要する費用については相当額というふうになってはいますけれども、この相当額ということについての基本的なことを教えていただきたいと思います。

それから、手数料の関係の二つ目ですけれども、手数料条例、この議案の中にあります。手数料の部分。そして二つ目は、個人情報保護ではコピーきりありません。情報公開の方ではさまざまなものが手数料として盛られていますけれども、個人情報保護ではコピーきり想定していないのかどうか、この辺の考え方をお聞かせをいただきたいと思います。

以上、お尋ねをいたします。

高橋勝文議長 今野総務課長。

今野要一総務課長 5点ほど質問があったと思うのですが、順次お答えしていきます。

最初に第1条の関係の御質問がありました。知る権利保障を、知る権利を尊重というようなことの御質問でございました。

第1条につきましては、情報公開条例の目的を明らかにしたものでありまして、この条例の解釈及び運用の指針となるものでございます。その趣旨につきましては、市民本来の市政を全うするために市が保有する情報は何人にも公開されることが必要であるということから、市の活動状況などを説明する責務を明確にする、そしてさらに市政に関する情報の公開を請求する権利、公開を請求する権利はこれまで文言としてはなかったわけですが、今回は請求する権利を明確にしたというようなことで、条例第5条にもありますけれども、知る権利を保障するというようなことを第1条の目的にぎゅっと明確にしたということでございます。知る権利を保障から尊重に改めることで知る権利が狭められたというようなことでは全くございませんので、改正の趣旨に沿いながら情報の公開が拡大され、市政をより一層開かれたものとして市政に対する理解と信頼を深めて民主的かつ効率的な市政の運営推進を図るということ、あくまでもここでは知る権利を育てていく、尊重していく、そして保障していくというような考え方でございますので、後退というような考え方は持っておりませんので御理解賜りたいと思います。

続きまして、第6条公務員の関係でございます。公務員のことに関してはこれまでは特に明確にはしていなかったのですけれども、やはり公務員として職務上必要な仕事については公開していくということをお大原則に考えているところでございます。ただし、公務員が不当に権利を侵害されたり、あるいは生活に不当な影響を及ぼすというような場合も想定されますので、それについては職は公開はしますけれども、氏名は公開しないというふうな規定を設けたところでございます。

その基準というふうなことでございますけれども、特に基準というのは、個々にいろいろ判断されるということから考えておりませんけれども、今回御質問があった場合のみならず、今回の改正内容は非常に多岐にわたっておりというようなことから、実施機関や担当者によってその取り扱いあるいは考え方に差が生じないように、逐条解説を作成して運用の統一を図っていきたいというふうに今考えて準備をしているところでございます。

次に、18条、保護審査会の件の住所要件がございました。この条文について特に改正の中身でなくて、条ずれの関係からここに載っているような今回の改正なのですが、基本的には識見を有する者のうちから市長が委嘱するとなっております住所要件はありません。もちろん専門性を有するということも考慮しながら選任していくという考え方には、従来と全く変わりないところでございます。

手数料条例の関係で上記以外のものというふうなことの御質問でございました。

今回いろいろな電子的な記録を含めた条例を改正しているわけですが、いろいろ想定をしているわけですが、その他というのはどういうことかというふうなことですが、具体的なものとしては今、市のコピー機械ですとA3判までのコピーは複写可能なわけですが、それを超えるような図面とかあるいはそれらに類するものを請求があった場合に市のコピー機械では印刷できませんので、民間の方をお願いしなければならないというふうなことが想定としてあるわけで

ございます。そうした場合には実費相当分についてかかった経費について手数料として徴収するというようなことでございますので、御理解をお願いしたいと思います。

個人情報保護の手数料に関してでございます。今回、情報公開条例、従来は情報公開条例と個人情報保護の手数料は全く同じ考え方ですが、情報公開条例の分だけ今回改正したところでございます。これは、情報公開条例につきましては、公開する情報が多種多様で非常にボリュームが多い場合が想定されることから、電子的な記録なども今回入れたというわけですが、個人情報保護に関しては個人にかかわる情報でプライバシーの内容がほとんどでございますので、そんなに情報量も余り多くないというように現在考えておりますので、今の考え方で十分対応できるのではないかと考えております。

ただ、個人情報の方に係る請求内容についても今後いろいろな請求が出てくるとは思いますけれども、そういった事情に応じて検討してまいりたいというふうに考えているところでございます。

以上でございます。

高橋勝文議長 川越議員。

なお、後ほど開会されます委員会の中で詳細審議されますので、この場で質問しなければならぬ事項に絞って要点のみの質問に願います。川越議員。

川越孝男議員 私自身の所属する委員会に付託なんだという十分できるのですけれども、私の委員会でない別の委員会に付託なる予定になっていますので、お尋ねをさせていただきたいと思いますが……

高橋勝文議長 要点だけをお願いします。

川越孝男議員 もちろん、細部についてはその中で審議をさらに深めていただきたいという意味で、問題だけ提起させてもらうというふうにさせていただきたいと思いますが、1点目の今回の情報、個人情報保護条例なり情報公開条例なり、いろいろなもの、両方かわる部分もありますけれども、情報公開条例のすべてために、後退という意味ではありません。全く大きな前進です。それは請求する対象者が何人となったことは物すごい前進です。それから請求権を明確にしたというのも前進です。

しかし、今まで使われていた「知る権利を保障し」という部分が「知る権利を尊重」というふうになった場合に、法律的な用語として差がないのかというふうな疑問があったからお尋ねをしたのです。これは辞書やなんかですというと、明確にその部分違うわけですからね、法律的にもそういうふうになっていった場合に、後々にこれが後退する結果になったというふうになるとまずいのでお尋ねをしたというふうなことであります。

あと、最後の部分の手数料の個人情報保護の関係では量も多くないと思うので、当面はコピーだけにしているということのようでもありますけれども、今電算システム化の時代の中で個人の情報もそういうふうな形で記憶されている部分というのはいっぱいあるというふうに思うんです。そうしたときの、そのもの、そのものを知りたいというふうになったときにそれを文字にして、書面に見せてもらうというようなのはもちろんわかりますけれども、そうでなくそのものというふうな請求があった場合に、やはり対処をしておく必要があるのではないかという思いからでありますので、その辺も委員会審査の際に十分、今回見直しをするわけですから御検討いただきたいということで、1点目の関係だけ、さらにそういう意味ですので念を押してというか確認のためにお尋ねをしますけれどもその部分だけお答えをいただきたいと思います。

高橋勝文議長 今野総務課長。

今野要一総務課長 先ほど質問の中で審査会、法令審査会のことには触れませんでしたけれども、今回の条例改正に向けては事前の配付とその後2回ほど法令審査会を開いて今回の成案にしたところでございます。その際、文言一つ一つ検討したわけですが、今回の改正するに当たっては先進地の例なども参酌しながら文言の整理と全体的な文章の整理を図ったというようなことで、今川越議員のおっしゃるようなことへの考え方は毛頭ありませんので、基本的に全体的に保障していくということで、文言の整理からいくとやはりそういう受け取り方になると思いますけれども、全体的にはそういうことでございませぬので、1条で保障していくというふうに考えておりますので御理解をお願いしたいと思います。

以上でございます。

高橋勝文議長 議第41号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第42号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第43号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第44号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第45号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第46号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第47号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議第48号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第3号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第4号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

請願第5号に対する質疑はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって質疑を終結いたします。

## 予算特別委員会設置

高橋勝文議長 日程第4、予算特別委員会の設置についてお諮りいたします。

議第38号については、議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

御異議なしと認めます。

よって、議第38号については議長を除く17人を委員に選任して構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

## 委員会付託

高橋勝文議長 日程第5、委員会付託であります。

このことにつきましては、お手元に配付しております委員会付託案件の付託案件表のとおり、それぞれ所管の委員会に付託いたします。

### 委員会付託案件表

委員会	付託案件
総務常任委員会	承認第1号、承認第2号、議第40号、議第41号、議第42号、議第43号、議第44号
厚生経済常任委員会	承認第3号、議第39号、請願第4号、請願第5号、陳情第2号
建設文教常任委員会	議第45号、議第46号、議第47号、議第48号、請願第3号
予算特別委員会	議第38号

散 会 午前9時52分

高橋勝文議長 本日はこれにて散会いたします。

御苦労さまでした。